

介護保険事業計画の見直しを行います

「介護保険法改正案の概要(抜粋)」

- ① 予防重視型システムへの転換
 - 要支援認定者及び要介護1認定者の一部に対して「新予防給付」を創設
 - 該当しない人に対しても、現在の「老人保健事業」「介護予防・地域支え合い事業」などを再編し、市町村が責任主体となり「地域支援事業」を創設
- ② 施設給付の見直し
 - 平成17年10月から、介護保険3施設(ショートステイ含む)の居住費・食費の自己負担化を導入(低所得者等への経過措置があります。)
- ③ 新たなサービス体系の確立
 - 身近な地域で、地域の特性に応じた柔軟なサービス提供を可能にする「地域密着型サービス」を創設
 - 地域における総合的なマネージメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を創設
- ④ サービスの質の向上
 - すべての介護事業者に事業所情報の開示を義務づける。
 - 事業者指定の更新制の導入、欠格要件の見直しなど。
- ⑤ 負担の在り方・制度運営の見直し
 - 65歳以上の介護保険料設定方法の見直し
 - 事業所指定などに関する市町村長の関与・権限の強化

介護保険事業は、3年を一期とする「介護保険事業計画」に基づいて運営されています。現在の第二期介護保険事業計画(平成15年度～17年度)は、平成14年度に見直し作業が行われました。

第一号被保険者の皆さんに、負担していただいている介護保険料は、この「介護保険事業計画」をもとに計算されています。(40歳～64歳の第二号被保険者の皆さんの介護保

険料は、各医療保険者が決定しています。)

介護保険については、現在開会中の通常国会の中で、「介護保険法改正法案」が審議されており、平成18年度からサービス内容の大幅な見直しが見込まれています。

今回の見直し作業は、こうした法改正を踏まえて、第三期介護保険事業計画(平成18年度～20年度)策定を、平成17年度中に行うこととなります。

料は、各医療保険者が決定しています。)

介護保険については、現在開会中の通常国会の中で、「介護保険法改正法案」が審議されており、平成18年度からサービス内容の大幅な見直しが見込まれています。

今回の見直し作業は、こうした法改正を踏まえて、第三期介護保険事業計画(平成18年度～20年度)策定を、平成17年度中に行うこととなります。

料は、各医療保険者が決定しています。)

介護保険については、現在開会中の通常国会の中で、「介護保険法改正法案」が審議されており、平成18年度からサービス内容の大幅な見直しが見込まれています。

問合せは
介護保険課

☎2139まで

愛情をこめて公園へ

市では、市民団体や企業の皆さんにボランティア活動として公園管理を行っていただく「里親制度を活かしたまちづくりモデル事業」を導入しています。現在、5団体・約300人が参加しています。

- 募集施設：市内の公園(一部でも可)
- 応募資格：団体(2名以上)・企業が対象で、どなたでも結構です。
- 募集期間：随時

活動内容

- 園内の空き缶・ごみなどの回収・分別作業
- 園内の除草作業
- 園内施設の美化作業
- 園内施設に関する情報提供
- その他、必要と認められる活動

里親制度に参加すると…

- 表示板などの設置で、社会的貢献をアピールできます。
- 表示板の存在がポイ捨てなどの抑止力として働き、公園利用のモラルが向上します。

す。

- 地域への帰属意識や愛着心が向上します。
- 新たにコミュニティ形成の可能性が拡大します。
- 公共施設の管理費が抑止でき、この財源を新たな施設整備や補修費に充てることできます。

注意事項

- 原則として活動は軽作業とします。
- 施設に関する情報提供に關して責任を負うものではありません。
- 活動状況を定期的に報告していただきます。
- 原則として、清掃用具などは里親の人で準備をお願いします。(公園の備品の使用はできません。)
- 活動中の事故については、市民活動総合補償保険の対象となります。

問合せは
都市計画課

☎2138まで